

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年6月10日 午後1時35分～午後2時13分

場 所 みやま市立図書館会議室

出欠者 出席者 15名 欠席者 3名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

3. 協議事項

1. みやま市農業委員会令和2年度の目標及びその達成に向けた活動
の点検・評価並びに令和3年度の目標及び達成に向けた活動計画
について

4. 報告事項

1. 農地法第5条の規定による許可の取消願について

2. 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について

3. 農地法第18条第6項の規定による通知について

4. 使用貸借解約通知について

5. 非農地証明交付について

6. 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について

5. 閉 会

出席委員（15名） 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

1番 山 下 秀 徳

3番 河 野 正 春

5番 原 田 龍三郎

8番 加 藤 和 己

11番 嶋 芙 沙子

13番 大 城 祐 吉

16番 平 川 弘 義

19番 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

2番 新 開 文 則

4番 河 野 義 明

7番 野 田 惠 次

9番 岡 田 佳 子

12番 木 下 正 信

15番 河 野 和 夫

18番 池 田 正 幸

欠席委員（3名）

10番 田 崎 明

17番 内 藤 秋 彦

14番 中川原 大 吉

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 岡 俊 幸

事務局 係長 相 地 智 輝

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

午後1時35分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和3年6月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は15名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号10番田崎明委員、14番中川原大吉委員、17番内藤秋彦委員より欠席の届出が出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は、新型コロナウイルスを考慮して、出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号11番嶋美沙子委員、同じく12番木下正信委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ですが、事務局のほうからお願いします。

○事務局（相地）

報告があつております。第3条、整理番号1番については問題なしとの報告を受けております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○15番（河野）

この方は田んぼが隣接しておる方で、そして、売主さんが高齢でありますのでお願いしたいという形になっております。それで何ら問題ないと思います。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、持分の贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

事務局から補足ございますので、お願いします。

○事務局（岡）

ちょっとこの議案書で分かりにくい点もありますので、補足させていただきます。

申請農地は譲渡人3名列記してあるかと思いますが、譲渡人が左からA、B、Cという形の共有農地でございます。Aの持分が5分の3を持っていらっしゃいまして、その5分の3を譲受人、名前が上がっている方をDとしますと、Dの方へ5分の3の持分を贈与するという今回の案件でございます。Aの持分をDの方へ5分の3の持分を贈与いたしまして、共有持分がD、B、C、3名の共有持分の農地になるということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○9番（岡田）

先日、現地に確認に行きましたが、別に問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

○1番（山下）

Aのあれを譲受人さんのほうにということでもありますけれども、あとB、Cはそのままということでしょう。

○事務局（岡）

B、Cの方はそのまま持分を5分の1ずつ持ってあるということです。

○1番（山下）

はい、分かりました。

○議長（徳永）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

整理番号4番と整理番号5番は関連がありますので、一括しての審議といたします。

○事務局（東）

整理番号4番、5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

こちらも地元の意見は事務局のほうからお願いします。

○事務局（相地）

整理番号4番、5番について、地元委員のほうからは問題なしとの報告を受けております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番及び5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号4番及び5番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ですが、これも事務局のほうからよろしくお願いします。

○事務局（相地）

整理番号6番について、地元委員のほうからは問題なしとの報告を受けております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定

いたします。

次に、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画区域内の第三種農地に宅地分譲用地（8区画）を建設するために転用するものです。

東は宅地、西は道路、北は宅地、南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、南側道路側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○9番（岡田）

先日現地に行きましたけれども、別に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（野田）

今月7日に事務局、農地委員などで現地確認をしましたが、農地委員としても問題ないと思われるので、皆様の御審議方お願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第10号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画区域内の第三種農地に居宅を建築するために転用するものです。

東は道路、西は畑、北は道路、南は宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、既設の下水道に放流します。

雨水排水については、溜枿を設置し北側側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○2番（新開）

同日、事務局、農業委員、推進委員で確認をいたしました。問題ないと思われまますので、皆さん方よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（野田）

同じく7日に現地確認をしましたが、農地委員としては問題ないと思われまますので、皆様の御審議方お願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第10号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に居宅を建築するために転用するものです。東は自己所有の畑、西は宅地、北は水路、南は自己所有の畑に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し北側水路へ放流します。

雨水排水については、溜枿を設置し北側側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を申し上げます。

○1番（山下）

申請地を7日に現地確認いたしましたところ、農地の広がり新幹線の分断によって集落に接続しております。そして、すぐ隣が親族の家で親子関係と見られましたので、異常なしと思います。皆様の審議よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を申し上げます。

○農地委員（野田）

これも先月7日に現地確認をしましたが、地元委員さんと同じく何も問題ないと思われまますので、皆様の御審議方よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第10号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号4番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画区域内の第三種農地に駐車場を建設するために転用するものです。

東は畑、西は宅地、北は墓地、南は道路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、南側道路側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○1番（山下）

同じく7日に現場を、申請地を見まして、瀬高駅からみやま市役所までの広い道路に面し、自宅の横に畑があるわけでございます。別に異常なしと見られますので、皆様の審議よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（野田）

これも同じく7日に現地確認をしましたが、何ら問題ないと思われますので、審議方よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第10号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号6番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の宅地化が著しく進行している区域内に散在する第三種農地に物置及び車両置場を建設するために転用するものです。

東は宅地、西も宅地、北は畑、南は宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ですが、こちら事務局のほうからお願いします。

○事務局（岡）

地元委員からお伺いしたところ、特に問題ないとお伺いしております。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（野田）

これも同じく7日に現地確認をしましたが、何ら問題ないと思われしますので、皆様の御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第10号、整理番号6番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号7番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号7番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に居宅を建築するために転用するものです。

東は自己所有の畑、西は道路、北は水路、南は自己所有の畑に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し、西側側溝へ放流します。

雨水排水については、溜枿を設置し、西側側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ですが、こちらも事務局のほうよりよろしく願います。

○事務局（岡）

地元委員より特に問題ないと伺っております。皆さんの審議のほどよろしく願います。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を願います。

○農地委員（野田）

これも同じく7日に現地確認をしましたが、農地委員としても問題ないと思われますので、皆様の御審議方よろしく願います。

○議長（徳永）

ただいま整理番号7番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第10号、整理番号7番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第11号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書4ページを御覧ください。周年契約は、田38万3,987平方メートル、畑3万9,227平方メートル、合計42万3,214平方メートルで、件数は128件、筆数は292筆となっております。

期間借地は、田2万5,040平方メートルで、件数は10件、筆数は20筆となっております。

内容につきましては、6ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので、説明は省略いたします。

議案書28ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが3件となっております。内容につきましては、次の29ページに記載のとおりです。整理番号2番及び3番につきましては、譲受人の耕作面積が基準面積を満たしておりませんが、法人への貸付けによるもので、要件を満たしております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第11号について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第11号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

続きまして、2. 協議事項、第1号、みやま農業委員会令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及び達成に向けた活動計画についてを協議

します。

協議事項第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

協議事項、第1号について説明します。みやま市農業委員会令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及び達成に向けた活動計画についてですけれども、内容については先月説明いたしましたので省略させていただきます。5月に市のホームページに掲載し意見を求めましたところ、特段意見はございませんでした。

今回、それを受けて、この令和2年度点検・評価並びに令和3年度活動計画（案）を提案いたします。

この総会で決定いただければ、6月から1年間みやま市のホームページに掲載いたします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま協議事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、議案どおり結締することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、協議事項、第1号、みやま市農業委員会令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及び達成に向けた活動計画については提案のとおり決定いたします。

それでは続きまして、3. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第1号、農地法第5条の規定による許可の取消願について、1件の取消しを受け付けております。申請人は自己用住宅建築のため転用しておりましたが、自己都合により今回取消しを行うものです。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第2号、農地法第4条第1項第9号の規定による届出について、農作業通路確保のための転用届出を1件受理しております。地元委員による現地調査を行いまして、問題なしとの報告を受けております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が18件出されております。内容については、自作が7件、所有権移転が2件、設定が8件、転用が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第4号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第4号、使用貸借解約通知について、届出が2件出されております。内容については、自作が1件、設定が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第4号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第4号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第5号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第5号、非農地証明交付について、1件の交付を行っております。令和3年5月19日に総務委員、地元委員及び事務局で現地確認を行っております。以上です。

○議長（徳永）

総務委員会からの意見をお願いします。

○9番（岡田）

5月19日に行きましたけれども、別に問題はなかったと思いますけど、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第5号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第5号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第6号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第6号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について、法人6団体、筆数296筆、面積55万7,676平方メートル、個人56人、筆数441筆、面積62万7,411.13平方メートル行っております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第6号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第6号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時13分 閉会